

# 自賠責保険における経費計算方法の 検証・見直しについて

2024年6月4日

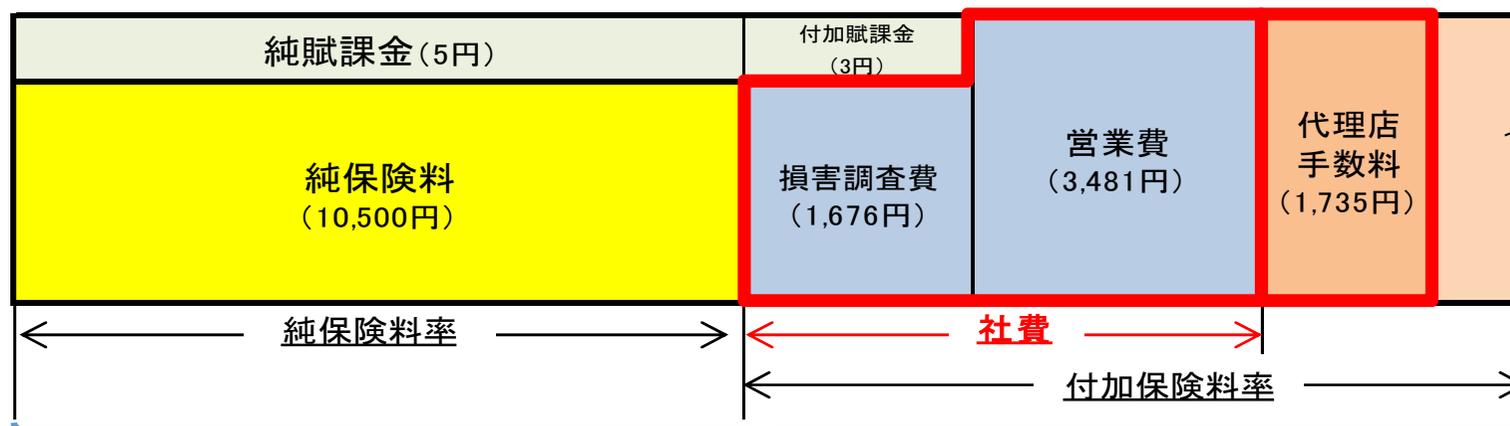
事務局説明資料

# 自賠責保険料を構成する「社費」及び「代理店手数料」

- 自賠責保険は被害者救済のための強制保険であることに鑑み、法令上、自賠責保険事業から損失も利益も出さない「ノーロス・ノープロフィットの原則※」が定められており、純保険料だけでなく、社費及び代理店手数料にも適用される。
- 純保険料については、保険金支払額を実額で把握できるため、実際の支出額に基づく料率検証を毎年実施している。
- 保険会社の経費に充てられる保険料である社費については、①保険会社各社が自社でかかった経費を所定の計算方法（後述）に沿って算出し、損保料率機構に報告した上で、②損保料率機構が、各社からの報告に基づき全社でかかった経費を集計し、社費の水準の検証を行っている。
- 代理店の経費に充てられる保険料である代理店手数料については、算出に必要な基礎数値（自賠責契約1件当たりの所要分数及び所要経費）として統一的な数値を定め、賃金や物価の増減率を勘案して算出している。

※自動車損害賠償保障法第25条・・・責任保険の保険料率及び責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない。

## 自賠責保険料の内訳 （金額は自家用乗用自動車24か月契約の本土用の基準料率の場合）



被害者等支援・事故防止対策のための賦課金 (250円)

「ノーロス・ノープロフィットの原則」は全てに適用

# 保険会社の経費の計算方法

- 自賠償保険の社費は「ノーロス・ノープロフィットの原則」を満たす必要があり、その算出の基礎となる経費は、各社の個別事情に因らず、全社共通の基準により客観的・統一的に自賠償保険に要した経費を捉えるための基準である「経費計算基準（日本損害保険協会作成）」を用いて計算されている。
- 経費計算基準では、自賠償保険に要した費用の計算方法を、業務実態調査結果に基づいた基礎数値等を用いて各費目毎に定め（現業部門社員給与、借地借家料、減価償却費など）、それらを積算することで経費を計算する。

例：「営業部門の社員給与」の計算式

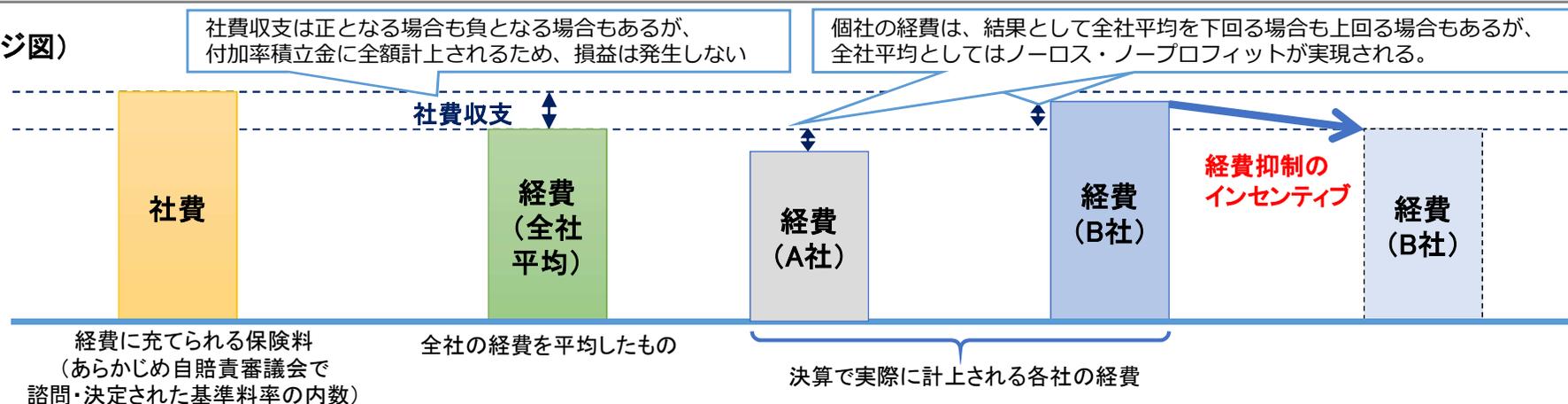
$$\text{営業部門の社員給与} = \text{1人1分あたり給与額} \times \text{1件あたり処理分数} \times \text{取扱件数}$$

※「1人1分あたり給与額」及び「取扱件数」は毎決算期の個社実績から算出

「1件あたり処理分数」は経費計算基準に定めた**基礎数値**である「**18.3分**」

- また、保険会社全体ではノーロス・ノープロフィットを実現しつつ、能率的な経営を行う仕組みとして、保険会社各社が計上する経費計算基準による経費は、全社平均水準までしか認めないこととしている。この仕組みにより、個社単位では全社平均水準を上回った場合には差額の調整がなされることで、経費抑制のインセンティブ機能働いている。

(イメージ図)



## 代理店手数料の算出における基礎数値について

- 自賠償保険契約 1 件あたりの代理店手数料は、代理店において自賠償保険契約の取扱いに要する人件費・物件費の積算で算出されている。

- ・ 人件費 = (契約 1 件あたり業務所要分数 × 給与単価 (公的賃金統計))
- ・ 物件費 = (契約 1 件あたり業務所要経費)

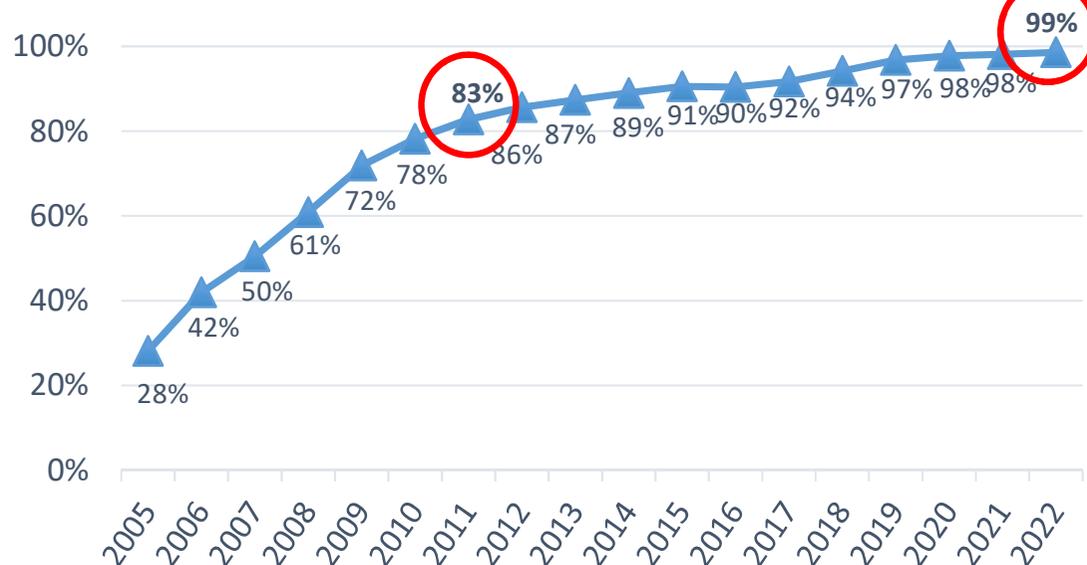
※この他、賃金増減率や物価増減率等を加味する

- 算出に用いられている人件費の「業務所要分数」及び物件費の「業務所要経費」に関しては、代理店が実施する業務実態調査によって計測された数値の平均が用いられている。

# 経費計算基準等の見直しの必要性について

- 社費の計算基礎となる経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値（以下「経費計算基準等」という。）は、2012年に自賠責審議会で報告の上で改定されたが、それ以降は見直しが行われていない。
- 一方、前回改定以後、自賠責保険契約情報の登録から自賠責保険証明書の発行まで行うシステムであるe-JIBAIの普及率上昇等のデジタル化が進展している。
- また、今後は一部手続きの非対面化やキャッシュレスを実現する共同システムが一部の保険会社で2024年11月から導入予定であるなど、自賠責保険の経費に影響を与える環境は変化している。

## e-JIBAIによる代理店計上率の推移



## 共同システムの概要

### <現状の課題>

#### 【異動・解約の対面手続き】

・手続きを行うには来店が必要。

#### 【保険料の現金領収】

・保険料の領収方法が現金に限られている。  
・代理店から保険会社への保険料精算業務が発生する。

### <共同システムのリリース後>

#### 【異動・解約手続きの非対面化】

・WEB手続きの実現。

#### 【保険料領収のキャッシュレス化】

・クレジットカードによる決済を実現。

(出典)日本損害保険協会ホームページ

## 経費計算基準等の見直しの必要性について

- こうした環境変化を踏まえれば、
  - 現在の経費計算基準等の妥当性等を検証した上で必要に応じ改定するとともに、
  - 共同システムによる経費削減等、今後発生する変化を適時適切に反映する必要があるため、将来基準等を見直すための手続きを定める必要。



- ✓ 日本損害保険協会に対し、
  - ① **経費計算基準等が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと**
  - ② **経費計算基準等を将来的に見直すための手続きの導入**について、検討を依頼することとしたい。
- ✓ また、この検討結果についても、2025年1月に開催予定の自賠責審議会において日本損害保険協会から報告するよう要請したい。

## 今後の進め方(案)

- ✓ 今後、日本損害保険協会において会議体を設け、現在の経費計算基準等の妥当性等を検証し、再度自賠責審議会で議論のうえ、経費計算基準等を必要に応じて改定することとしたい。

